

(別紙)

ユーロ円3ヵ月金利先物取引に係る取引奨励策

1. 指定取引対象 ユーロ円3ヵ月金利先物取引
2. 実施期間 平成25年9月30日から平成26年9月30日まで
 - ・平成26年3月30日を期限とする現行取引奨励策を半年間延長するものです。
 - ・これまでのパック・バンドル奨励策は平成26年1月末をもって終了し、それに代わって平成26年2月3日より3. のストリップ奨励策を実施致します。
3. ストリップ奨励策の概要について
 - (1) ユーロ円3ヵ月金利先物取引において、以下の(1)から(3)の条件を全て満たす一連の売付取引又は買付取引を対象とし、これらを「ストリップ取引」と総称します。
 - (2) 原則として (1) の取引が全て承認される前まで(または同時に)、取引奨励策の適用を受ける旨について、取引参加者から取引所金利市場監視部に対し電話で申告すること。(※)
 - (3) (1)の取引が以下の条件を全て満たすこと。
 - ・4つ以上の連続する四半期限月取引。
 - ・各取引限月の申請枚数が全て同一枚数。
 - ・ブロック取引における全ての売付取引(又は全ての買付取引)について取引参加者が同一。

※ (電話以外の手段、例えば、ブロック申請に「Strip」と注記する等の手段については、本取引所で速やかにストリップ取引と認識可能な場合に限り認める。)
4. 取引奨励金の額 (表示の限月は、四半期限月による)

	実質定率手数料	取引奨励金	実質割引率
○単月アウトライト			
第1～6限月	100円	なし	なし
第7～8限月	100円→80円	20円	20%
第9～12限月	100円→60円	40円	40%
第13～16限月	100円→40円	60円	60%
第17～20限月	100円→20円	80円	80%
○ストリップ取引を行った場合の各限月			
第1～4限月	100円→75円	25円	25%
第5～6限月	100円→50円	50円	50%
第7～8限月	100円→40円	60円	60%
第9～12限月	100円→30円	70円	70%
第13～16限月	100円→20円	80円	80%
第17～20限月	100円→10円	90円	90%

※ 一般に、ストリップ取引とは、一定期間の利回り曲線に沿ったトレードを行う目的で、4限月以上の連続する限月を同時に行う取引をいいます。ストリップ取引を定型化したものにパック取引(4限月ストリップのうち、最初の四半期限月が第1、5、9、13、17の取引)・バンドル取引(ストリップのうち、第1から連続する8、12、16、20限月の取引)があります。